

工事執行フロー（2 / 4）

工事の段階	項目		必須	入力作業等	
	発注者	受注者			
③入札・契約	<ul style="list-style-type: none"> ● 建設リサイクル（入札・契約） ● 契約 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 支出負担行為 ◇ 契約書 ← ◇ 監督員通知書 ● 積算内訳の公表 <ul style="list-style-type: none"> □ 積算内訳の公表 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 建設リサイクル法第12条第1項に基づく説明 ◇ 建設リサイクル法第13条及び省令第4条に基づく書面 ◇ 契約書（製本） ◇ 誓約書 ◇ 社会保険等の加入（適用除外）に関する誓約書 ◇ 履行保証保険証券 	○		
				○	
				○	※検査員の指定
				○	
				○	
				○	工事執行管理システム入力
④着手前提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ● 技術者専任確認 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 施工体制チェックポイント（1. 技術者の専任等確認） ← ● 着工前書類 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 契約時における確認票 ← ● CORINS登録 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 登録内容の確認 ← ● 前金払 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 支出命令（前金払） ← ● 電子納品 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 着手時チェックシート ← ● 建設リサイクル(着手前関係書類) <ul style="list-style-type: none"> ◇ 建設リサイクル法第11条の通知書 ● 着手前書類 <ul style="list-style-type: none"> □ 道路工事等協議書・通知書 → ● 施工計画関係書類 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 施工体制チェックポイント（2. 施工体制台帳の確認） ← 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 現場代理人等通知書、経歴書等 ◇ 契約時における確認票（写し） ◇ 請負代金内訳書 ◇ 工事工程表 ◇ 火災保険、建設工事保険等の写し ◇ 登録のための確認のお願い（受注時） ◇ 登録内容確認書 ◇ 請求書（前金払）、前払金保険証券 ◇ 着手時チェックシート □ 設計図書の照査 □ 道路使用許可書 □ 建設発生土搬出のお知らせ □ 土砂排出届出書 □ 特定建設作業実施届出書 ◇ 建設業退職金共済証紙購入状況報告書 □ 施工計画書 ◇ 施工体制台帳、施工体系図 □ 材料承諾書 	○	工事執行管理システム入力 ※2	
				○	
				○	
				○	
				○	※請負代金額500万円以上
					工事執行管理システム入力
				○	
				○	
				○	※請負代金額600万円以上
				○	
				○	※下請契約がある場合
				○	

工事執行フロー（3 / 4）

工事の段階	項 目		必須	入力作業等
	発注者	受注者		
⑤ 施工管理	● 着手後書類			
	□ 工事記録 ←————→	□ 工事記録	○	
	□ 測量データ —————→	□ 測量結果報告	○	
		□ 設計図書と現場条件等の確認	○	
● 施工管理				
◇ 施工体制チェックポイント (3. 工事現場における標識等の確認) (4. 工事現場における施工状況の確認)			※下請契約がある場合 ※工事着工時・変更時 ※月1回程度	
□ 段階確認		○		
		□ 工事履行報告書	○	※月報
⑥ 変更	● 変更時書類			
	◇ 軽微な設計変更 (伺い)			
	□ 工事記録 (変更協議・指示)			
		□ 施工計画書 (変更)	○	※新規工程追加等重要な変更時 ※工事執行管理システム入力
	● 契約変更時書類			
	◇ 工期延期報告書 ←————→	◇ 工期延期届 ◇ 履行保証保険証券 (増額) ◇ 工事工程表 (変更)	⊖	※工期延期 ※30%超の変更時
● CORINS登録				
◇ 登録内容の確認 ←————→	◇ 登録のための確認のお願い (変更時) ◇ 登録内容確認書		※請負代金額500万円以上	
⑦ 検査	● 中間検査			
	□ 工事書類確認 ←————→	□ 工事書類		※工事執行管理システム入力
	◇ 工事検査請求書			※工事検査員の場合
	◇ 出来高算出 ←————→	□ 出来高に関する資料		
	◇ 工事検査指摘・注意事項等確認書			
	◇ 工事検査調書			
	● 部分払検査			
	□ 工事書類確認 ←————→	□ 工事書類		※工事執行管理システム入力
	◇ 工事検査請求書 ←————→	◇ 部分払検査請求書		※工事検査員の場合
	◇ 出来高算出 ←————→	□ 出来高に関する資料		
	◇ 工事検査指摘・注意事項等確認書			
	◇ 工事既済部分認定調書			
	◇ 部分払検査結果について (通知)			
	◇ 支出命令 (部分払) ←————→	◇ 請求書 (部分払)		工事執行管理システム入力
	● 完成			
	□ 工事完成書類確認 ←————→	□ 工事完成書類	○	
	□ 電子納品チェック	◇ 実施工程表	○	
	□ 創意工夫・社会性等に関する実施状況			
	◇ 建設業退職金共済証紙貼付実績報告書		※請負代金額600万円以上	
	□ 再生資源利用実施書	○	※COBRIS登録	
	□ 再生資源利用促進実施書	○		
	□ 工事登録証明書 (COBRIS)	○		

工事執行フロー（4 / 4）

工事の段階	項 目		必須	入力作業等
	発注者	受注者		
	<ul style="list-style-type: none"> ● 完成検査 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 工事検査請求書 ← ◇ 工事検査指摘・注意事項等確認書 ◇ 工事検査調書 ◇ 工事完成検査結果について（通知） ● 工事成績評定 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 建設工事成績報告書（土木） ◇ 工事完成検査結果及び工事成績評定結果について（通知） 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 工事完成通知書 ◇ 工事目的物引渡書 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ○ ○ 	<ul style="list-style-type: none"> ※工事執行管理システム入力 ※工事検査員の場合 ※成績評定なしの場合 ※請負代金額500万円以上 ※成績評定ありの場合
⑧完成検査後	<ul style="list-style-type: none"> ● CORINS登録 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 登録内容の確認 ← ● 電子納品 <ul style="list-style-type: none"> □ 簡易電子納品保管管理システムへの登録 ● 支払い <ul style="list-style-type: none"> ◇ 支出命令（精算） ← ● 道路区域 <ul style="list-style-type: none"> □ 供用開始告示 ● 占用等完了後検査 <ul style="list-style-type: none"> □ 河川占用申請（検査） □ 道路施工承認申請書（検査） 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 登録のための確認のお願い（竣工時） ◇ 登録内容確認書 ◇ 請求書（精算） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ○ 	<ul style="list-style-type: none"> ※請負代金額500万円以上 ※工事執行管理システム入力
⑨調査報告	<ul style="list-style-type: none"> ● 調査報告 <ul style="list-style-type: none"> □ 県産品利用状況調査票の提出 □ 歩掛実績調査表 			<ul style="list-style-type: none"> ※請負代金額2,500万円以上の土木一式工事 ※県独自歩掛使用工事
⑩情報公開	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報公開 <ul style="list-style-type: none"> □ 工事成績評定結果表 			

※1 ◇：契約図書に綴るもの、□：契約図書と別冊とするもの

※2 技術者の専任等確認

請負代金額	下請負契約の額の合計	現場代理人	主任技術者		監理技術者
		常駐	非専任	専任	専任
3,500万円未満	—	○	○		
3,500万円以上	4,000万円未満	○		○	
3,500万円以上	4,000万円以上	○			○※4

請負代金額	下請負契約の額の合計	技術者専任等確認			
		直接的雇用技術者要件	従事中工事	恒常的雇用営業所専任技術者	技術者講習
500万円以上3,500万円未満	—	○	○※3		
3,500万円以上	4,000万円以上	○	○	○	○

※3 当該工事が非専任であっても、他工事で専任の技術者として従事している可能性があるため確認が必要

※4 監理技術者補佐を専任で配置する場合は、同一の監理技術者（特例監理技術者）を配置できる工事は2件までとする。